

学用品費などの補助について

(令和7年度 箕面市就学援助制度)

箕面市立小・中学校に通う児童・生徒が安心して勉強できるよう、学用品にかかる費用などの一部を補助する制度です。なお、就学援助制度の申請は、年度ごとに申請が必要です。

① 対象となるかた

箕面市立小・中学校へ通学している児童・生徒の保護者で、以下のいずれかに該当するかた

- (1) 令和6年中の世帯所得が認定基準額以下である※¹
- (2) 児童扶養手当を受給している
- (3) 地震等で住んでいる家が被災し、家計が悪化した※²
- (4) 失業等により、令和7年に入って予期せず家計が急変した※³



※¹ 認定基準額は、生活保護基準額の1.2倍です。目安の額を裏面に記載しています。

※² 児童手当とは異なりますのでご注意ください。

※³ (1)～(3)に該当しないかたが対象です。原則、令和8年1月以降の申請受付となります。

② 補助される費用（就学援助費）

					
入学準備金	学用品費	修学旅行費 校外活動費	学校病 治療費	オンライン 学習通信費	学校給食費

※補助される金額は学年により異なります。詳細は認定者に別途お知らせします。

③ 申請に必要な確認書類

対象となるかた	必要な確認書類
令和7年1月2日以降に 他市から転入したかた	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年中の所得を証明する書類 (令和6年分源泉徴収票、確定申告書控え、令和7年度課税証明書など。いずれもコピー可)
①の(3)に 該当するかた	<ul style="list-style-type: none"> ・ 罹災証明書等
①の(4)に 該当するかた	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年中の所得を証明する書類 (源泉徴収票、確定申告書控えなど。いずれもコピー可) ・ 家計が急変した月が分かる書類 (退職証明書、廃業届、雇用保険受給資格者証、毎月の給与明細など。いずれもコピー可) <p>※令和7年中の所得が確定した後、教育委員会にご申請ください。 家計が急変した月まで遡って給付します。</p>



所得の申告がまだのかたは申請前に所得の申告をしてください。

市・府民税申告先：箕面市市民税室（市役所別館1階 TEL:072-724-6710）

④ 就学援助の申請方法

次のいずれかの方法により申請してください。

※ごきょうだいがいいらっしゃる場合も、おひとりずつ申請が必要です。

- (1) インターネットからの申請（電子申請）
右のQRコードまたはURL（<https://logoform.jp/f/rOyoz>）よりアクセスし、必要事項を入力してください。
- (2) 書面による申請
「就学援助認定申請書（兼同意書）」を学校生活支援室または学校へ提出してください。

電子申請フォーム



⑤ 申請期限と認定日

申請期限	認定日
令和7年5月31日まで	4月分から認定 (4月以降の転入者は転入の翌月から認定)
令和7年6月1日～ 令和8年3月1日	申請月の翌月分から認定 (その月の1日に申請があった場合は申請月分から認定)

※①の(3)(4)による申請は、令和8年3月31日が申請期限です。

※①の(3)による認定は、4月まで遡って認定されます。

※①の(4)による認定は、家計が急変した月まで遡って認定されます。

⑥ 認定基準額の目安

世帯人数	家族構成など		認定基準額の目安	
			給食費を含む援助	給食費以外の援助
2人	母 小学生	持家のかた	1,545,218円	1,854,262円
		賃貸のかた	2,109,218円	2,531,062円
3人	父・母 小学生	持家のかた	1,933,088円	2,319,706円
		賃貸のかた	2,545,088円	3,054,106円
4人	父・母 中学生 小学生	持家のかた	2,432,956円	2,919,547円
		賃貸のかた	3,044,956円	3,653,947円
5人	父・母 中学生 小学生 未就学児	持家のかた	2,663,058円	3,195,670円
		賃貸のかた	3,275,058円	3,930,070円

※上の表は認定基準額の目安であり、家族の年齢や家賃の額により異なります。

※審査は、令和7年中（令和7年1月～12月）の世帯所得で行います。

<問い合わせ先>

箕面市教育委員会事務局 子ども未来創造局 学校生活支援室

住所：〒562-0003 箕面市西小路4-6-1 箕面市役所別館3階34番窓口

電話：072-724-6760（直通）

